

牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて事業展開するために、新型コロナウイルス感染拡大防止のための設備整備に取り組む法人及び個人事業主（以下「法人等」という。）の活動に対し、予算の範囲内において牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額等)

第2条 事業とは、前条の趣旨を踏まえ、法人等が主体となって新型コロナウイルス感染拡大防止のための設備整備に取り組む事業とする。

2 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額等については、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）で定める。

(事業実施期間)

第3条 事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の12月28日までとする。ただし、対象経費は令和2年4月1日以降に実施（納品及び支払い）したのも対象となります。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人等は、町長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

2 第1項の補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、申請書類を厳正に審査し、補助金を交付する法人等に対し、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付して補助金の交付の申請をした法人等に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、不交付の理由を付して補助金の交付の申請をした法人等に通知するものとする。

(変更の承認の申請等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき

(2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、町長に報告して、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の補助事業変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 町長は、前項の規定により、補助金の交付の変更をしたときは、補助事業変更承認書(様式第5号)により、前条第1項の規定により付した条件及び指示事項のほか、必要な条件及び指示事項を付して当該申請者に通知するものとする。

(事業変更による決定の変更等)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を変更し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を変更したときは、その内容の内容等を補助金変更通知書（様式第 6 号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第 9 条 補助金の交付の申請をした者は、第 5 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示事項に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第 10 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者へ補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

（実績報告書）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の 12 月 28 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 7 号）に必要な書類を添えて町長へ報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 8 号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（様式第 9 号）により町長へ補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 14 条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は前 2 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の保管期間は、補助対象事業における完了の日又は廃止の承認を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(評価及び公表)

第18条 町長は、当該補助事業について、その概要等を公表することができるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

様式第1号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業
- 2 申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書 (別紙1)
 - (2) 収支予算書 (別紙2)
 - (3) 誓約書 (別紙3)
 - (4) 会社等の内容が分かる書類 (パンフレットなど)

様式第 2 号

牟岐町補助金指令第 号
年 月 日

様

牟岐町長 ⑩

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 事業名 年度 事業
- 2 補助金の額 金 円
- 3 補助金交付条件等
 - (1) 牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること
 - (2) その他

様式第 3 号

年 月 日
番 号

様

牟岐町長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

記

(不交付の理由)

様式第 4 号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、
の中止（廃止）

牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 7 条
第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号

3 関係書類

- (1) 変更（中止・廃止）の理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他

様式第 5 号

牟岐町補助金指令第 号
年 月 日

様

牟岐町長 ⑩

補助事業変更承認書

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号により通知した牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、次のとおり補助金交付決定額を変更したので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|--|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の額 | | |
| | 変更後 | 金 | 円 |
| | 変更前 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付条件等 | | |
| | (1) | 牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること | |
| | (2) | その他 | |

様式第 6 号

牟岐町補助金指令第 号
年 月 日

様

牟岐町長 ⑩

補助金変更通知書

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号により通知した牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、次のとおり変更したので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|----|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の額 | | |
| | 変更後 | 金 | 円 |
| | 変更前 | 金 | 円 |
| 3 | 変更の理由 | | |

様式第7号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

実績報告書

補助事業が完了したので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号

3 交付決定額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書の写し又はこれに代わる書類
- (4) その他（事業の内容分かる写真

*特に改修工事を実施した場合は、工事前、工事中、工事完成など進捗が分かる写真を添付すること。

様式第 8 号

第 号
年 月 日

様

牟岐町長

Ⓜ

補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

記

- | | | | |
|---|-----|----|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

様式第 9 号

補助金請求書

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

右の金額を 請求します。	請求 金額	¥	円
-----------------	----------	---	---

摘 要	
補助事業名	
補助指令金額	
補助指令番号	
補助指令年月日	
補助金額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請 求 区 分	1 精算 2 概算 3 前金

口座振込先 金融機関名 () 店舗名 () 預金種別 (1 普通 2 当座) 口座番号 () 口座名義 (カタカナ書き) ()
--

様式第 10 号

年 第 号
月 日

様

牟岐町長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号で交付決定通知をした牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金について、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により、次のとおり補助金を取り消します。

記

- | | | | |
|---|---------|----|----|
| 1 | 事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 補助金の額 | | |
| | 取消後 | 金 | 円 |
| | 取消前 | 金 | 円 |
| 3 | 取り消しの理由 | | |